

輸出貨物のEPA利用のステップ

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸出面での原産地手続(※)

(1) 原産品申告書を作成

(2) 疎明資料を保存

※輸出者・生産者による自己申告の場合。相手国の輸入者による自己申告の場合には輸入者に情報を提供

6. 相手国におけるEPA税率の適用

(7. 必要に応じ相手国からの検証に対応)